2017年4月 作成

宅地造成等規制法に基づく許可申請の流れ

事前協議図書提出

- 事前協議書【大阪府様式】を表紙で<u>13部</u>
  水道・消防協議書【様式第1-2号】の表紙で<u>2部</u>
  <u>計15部</u>　開発調整課へ提出
- ✕日は毎月10日、20日、月末の月3回
- ✕日の翌日に各課に意見照会

↓

各課意見照会

↓

意見書の返却

- ✕日から<u>約2週間で返却</u>

↓

大阪府へ事前協議提出

意見書の返却

各課協議

- 所管課と協議、書類の提出など

↓

宅造許可　経由申請

- <u>正</u>・<u>副(市用)</u>・<u>副(控え)</u>の3部提出
  調査報告書発行・経由事務
- 意見書に対する回答書・必要図書を開発調整課に提出
  <u>※道路河川課の協議完了書を添付すること</u>

↓

宅造許可経由

- 事前協議に対する協定書締結
  宅造許可申請に関する調査報告書発行・経由事務
- <u>正</u>・<u>副(控え)</u>の返却

↓

大阪府へ宅造許可申請

- <u>正</u>・<u>副(控え)</u>を大阪府へ提出

↓

宅造許可

↓

工事着手

- 許可後に工事着手

↓

工事完了検査申請
（市経由・府へ申請）

- <u>正</u>・<u>副(市)</u>の2部作成
- <u>正</u>は、市で経由手続き後、府へ提出
- 中間・竣工検査申請書【様式第8号】提出

↓

完了検査

↓

府検査済証発行

問い合わせ先　　交野市都市計画部開発調整課
　　大阪府建築指導室審査指導課　開発許可グループ